南 地 第 325 号 令 和 6 年 12 月 4 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南房総市長 石 井 裕

		<u> </u>
市町村名		南房総市
(市町村コード)		(12234)
地域名 (地域内農業集落名)		岩糸地区
		(岩糸集落)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年11月5日
加哉の桁末を取り	まとめバミギガロ	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は南房総市外房地区に位置し、県営土地改良事業総合整備事業岩糸地区を中心としたエリアで堰を水源としている。主な生産作物は水稲であり、一部のほ場では、露地野菜、露地花卉及び施設花卉などが作付けされている。担い手育成事業として作業受委託や担い手への集積が進んでいる地区ではあるが、高齢化や担い手の減少による担い手不足、農地や設備の維持が困難であることが懸念されており、水路の保全や景観管理などが課題となってきており、更なる担い手への農地の集積・集約を促進しながら新規就農等の農業後継者の確保・育成も目指していく。

【地域の基礎的データ】

175戸(農業委員会農地台帳)・担い手13件

主な作物:水稲、露地野菜、露地花卉、施設花卉、飼料作物

利用権面積 35.3ha 中間管理 6.8ha

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲や地域の特産品である花卉、食用ナバナ等露地野菜を主要作物としつつ、新規就農者の確保など持続可能な農業を目指し、多様な経営形態の担い手へ集積・集約を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

٠,			
	区均	或内の農用地等面積	83.7 ha
		うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	83.7 ha
		(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員・農地利用最適化推進委員及び耕地・水利組合等と調整し、農地バンクを通じて進める。
	 (2)農地中間管理機構の活用方針
	地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、農業委員、農地利用最適化推進委員、農地バ
	ンク及び土地改良区と調整し段階的に集約化する。
	(3)基盤整備事業への取組方針
	畦畔除去や農道整備、土地改良施設の更新、水田の乾田化等耕作条件の向上のための事業への取り組みを 検討する。
	パイプラインの更新や維持管理について検討する。 (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	県農業事務所・JA・市・農業支援センター等関係機関が一体となり、新規就農希望者等の育成・支援を強力に進
	める。
	支援制度の情報提供や研修先の農業経営体の紹介、研修ほ場の確保など地域計画内の農地利用に配慮する。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	作業の効率化を図るため(一財)南房総農業支援センターによる耕耘、畝立て、施肥、草刈り等コントラクター事業を必要に応じて活用する。
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	☑ ①鳥獣被害防止対策 ②有機·減農薬·減肥料 ☑ ③スマート農業 ④畑地化·輸出等 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 ☑ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他
	【選択した上記の取組方針】
	①比較的林野の無い平地ほ場の地区であるがイノシシ等獣害対策は課題となっており検討する必要がある。
	③ドローンを利用した防疫など、スマート農業への取り組みを進める。 ⑨地域内には酪農家もおり、飼料・堆肥の循環等耕畜連携の仕組みづくりを発展させていく。